

## 特集

## ペットと楽しい

## 毎日を過ごすために

新型コロナウイルス感染症に対する不安や外出自粛によるストレスを緩和するため、ペットの飼育を検討している方が増えています。動物愛護法ではペットは終生飼育が努力義務とされており、相応の準備が必要です。町ではペットの終生飼育に必要な施策やペットを通じたボランティア活動を展開しています。



わんわんパトロール  
隊員「ねね」

## ペットを飼う前に

(公財)動物愛護協会は、「動物を家族に迎えるにあたっての必要条件10か条」を提唱しています。

- ①住宅がペットを飼える状況にあること
- ②動物を迎えることに家族全員の合意があること
- ③動物アレルギーの心配がないこと
- ④その動物の寿命まで(終生飼養)飼育する覚悟があること
- ⑤世話をする体力があり、その時間をさけること
- ⑥高齢になった動物の介護をする心構えがあること
- ⑦経済的負担を考慮すること
- ⑧必要なしつけと周囲への配慮ができること
- ⑨引っ越しや転勤の際にも継続飼養する覚悟があること
- ⑩飼えなくなった場合の受け皿を考えておくこと

## 登録

準備できたらお迎えした愛犬を役場1階2番窓口住民課環境保全係で登録してください。

登録手数料：1頭につき**3,000円**

犬の所在地や飼い主（所有者）を変更したときも同様です。

## 予防注射

狂犬病を予防するため、毎年3月に登録したご家庭には予防注射のお知らせをお送りしています。

詳細は11ページ

## 死亡届

犬が死亡したときは、登録鑑札を添えて役場1階2番窓口住民課環境保全係に届け出をしてください。

町に処理を依頼する場合は、袋に入れるかタオルなどできぐるみ、段ボール箱などで梱包して役場までお持ちください。

手数料：1体につき**2,960円**

